



長野労働局発表（29-59）  
平成29年12月12日

担 当	職業安定部	職業対策課
	課長	常田 孝夫
	課長補佐	中澤 広光
	障害者雇用担当官	岩松 勝
	電話 026(226)0866	内線 2363

## 平成29年 長野県内の「障害者雇用状況」の集計結果 (平成29年6月1日現在)

### 民間企業の障害者の実雇用率は2.06% ～雇用障害者数は増加、2年連続法定雇用率を上回る～

長野労働局（局長 いしだ 石田 しげお 茂雄）では、長野県内における平成29年6月1日現在の民間企業、地方公共団体等の障害者雇用状況を取りまとめましたので公表します。

#### 【集計結果の主なポイント】

##### 【民間企業(法定雇用率 2.0%)】

- ① 対象企業（50人以上規模）数は1,525社で、前年比1.1%（17社）増加。
- ② 雇用障害者数は6,075.5人で、前年比4.7%（271.5人）増加し、過去最高を更新。
- ③ 実雇用率は2.06%となり、前年比0.04ポイント上昇し、過去最高を更新。
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は60.9%（929社）で、前年比0.7ポイント上昇。

##### 【地方公共団体の機関】

###### 【法定雇用率 2.3%の機関】（県、市町村等）

- ① 対象109機関のうち85機関で法定雇用率を達成（前年は対象103機関のうち76機関で達成）。
- ② 実雇用率は2.28%で、前年比0.07ポイント上昇。
- ③ 雇用障害者数は746.0人で、前年比5.4%（38.5人）増加。

###### 【法定雇用率 2.2%の機関】（県教育委員会等）

- ① 対象2機関のうち1機関で法定雇用率を達成（前年と同じ）。
- ② 実雇用率は2.06%で、前年比0.02ポイント上昇。
- ③ 雇用障害者数は256.5人で、前年と同じ。

##### 【今後の方針】

民間企業における雇用障害者数が過去最高を更新したことで、実雇用率も過去最高となって2年連続法定雇用率を上回り、長野県内の障害者雇用は着実に進展している。しかし依然として、対象企業の約4割が未だに法定雇用率未達成となっていること、法定雇用率が平成30年4月から引き上げられる（民間企業の場合は2.0%⇒2.2%）ことから、長野労働局及びハローワークでは、法定雇用率の引き上げを踏まえた法定雇用率達成指導を継続して実施するとともに、更なる障害者の雇用促進に向けた取組に努めることとしている。

# 障害者雇用状況取りまとめ結果の概要

平成 29 年 6 月 1 日現在

## 1 民間企業

### ○ 概況 (第 1 表)

2.0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(50人以上規模)1,525社(前年1,508社)において雇用されている障害者の数(雇用障害者数:カウント数)は6,075.5人で、前年より4.7%(271.5人)増加し、過去最高となった。

実雇用率は、過去最高の2.06%(全国23位。前年は2.02%で全国21位)で全国平均(1.97%)を上回り、2年連続法定雇用率を達成することとなった。

法定雇用率達成企業の割合は60.9%(929社)で、前年を0.7ポイント上回った。

達成企業割合60.9%は全国12位(前年は60.2%で全国12位)。(P14参照)。

### ○ 企業規模別状況 (第 2 表)

雇用障害者数は、50~300人未満規模企業で2,923.0人となり雇用障害者数全体の48.1%を占めている。

また、50~100人未満規模企業で3.1%の減少となっている以外は、全ての企業規模で増加となっている。

また、実雇用率についても、50~100人未満規模企業において0.09ポイント前年を下回った以外は、全ての企業規模で増加となっている。

雇用率達成企業の割合は、50~100人未満規模企業で0.3ポイント、300~500人未満企業規模で0.5ポイント及び500~1,000人未満企業規模で3.2ポイント前年を下回ったが、1,000人以上規模企業で9.5ポイントの増加と前年を大きく上回っており、全ての規模区分で全国平均を上回っている。

規模別に実雇用率と雇用率達成企業割合をみると、1,000人以上規模企業(27社)で実雇用率2.27%、雇用率達成企業割合81.5%と前年に引き続き高水準を維持している。

### ○ 産業別状況 (第 3 表)

雇用障害者数は、製造業が最も多く全体の42.7%(同前年43.7%)を占め、次いで医療・福祉18.6%、卸売・小売業11.8%、サービス業5.0%、宿泊業・飲食サービス業が3.7%の順となっている。

実雇用率では、生活関連サービス・娯楽業が3.31%で最も高く、次いで医療・

福祉 2.61%となり、運輸業・郵便業 2.16%、製造業 2.05%についても法定雇用率を上回っている。

また、法定雇用率達成企業の割合が最も高い産業は医療・福祉 74.0%であり、次いで農林漁業 71.4%、運輸業・郵便業 67.9%、製造業 64.0%、生活関連サービス・娯楽業 62.5%の順で6割を超えている。なお、最も低かった産業は学術研究、専門・技術サービス業 13.3%である。

## 2 地方公共団体等 (第4、5表)

2.3%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は 109 機関 (前年 103 機関)、雇用障害者数は 746.0 人で前年に比べ 38.5 人増加し、実雇用率も 2.28% となり前年より 0.07 ポイント上昇した。

法定雇用率を達成している機関は 85 機関で、達成機関の割合は 78.0% (前年 73.8%) であった。

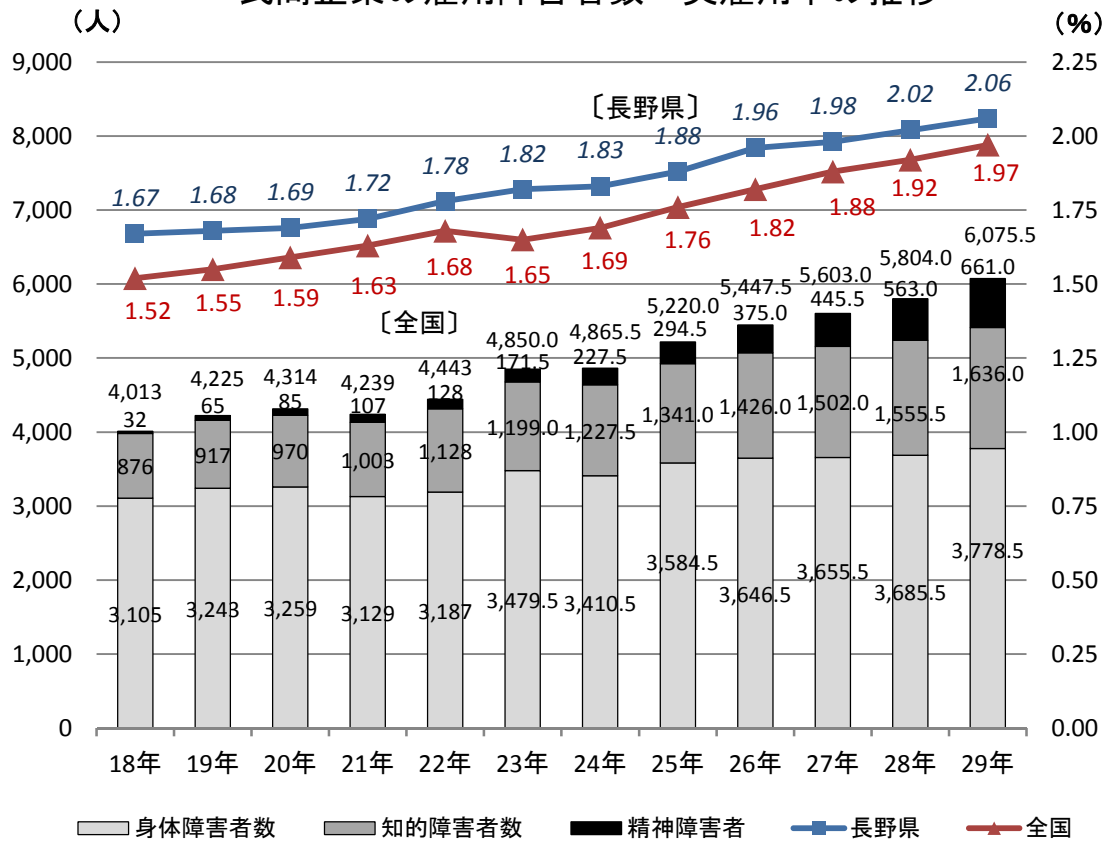
2.2%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は 2 機関 (前年同数)、雇用障害者数は 256.5 人で前年同数、実雇用率は 2.06%で前年より 0.02 ポイント上昇した。

2.3%の法定雇用率が適用される地方独立行政法人等の機関は、4 機関 (前年 3 機関)、雇用障害者数は 44.5 人で前年に比べ 5.5 人増加し、実雇用率は 2.10%で前年より 0.12 ポイント上昇した。

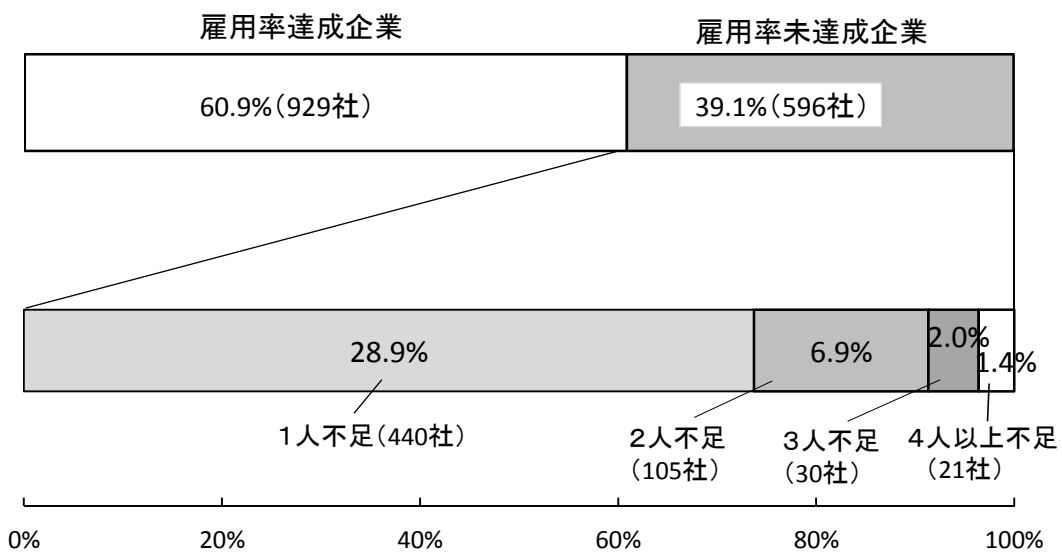
なお、地方公共団体等の雇用状況は第6表及び第7表のとおりとなっている。

# グラフで見る障害者の雇用状況

## 民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移

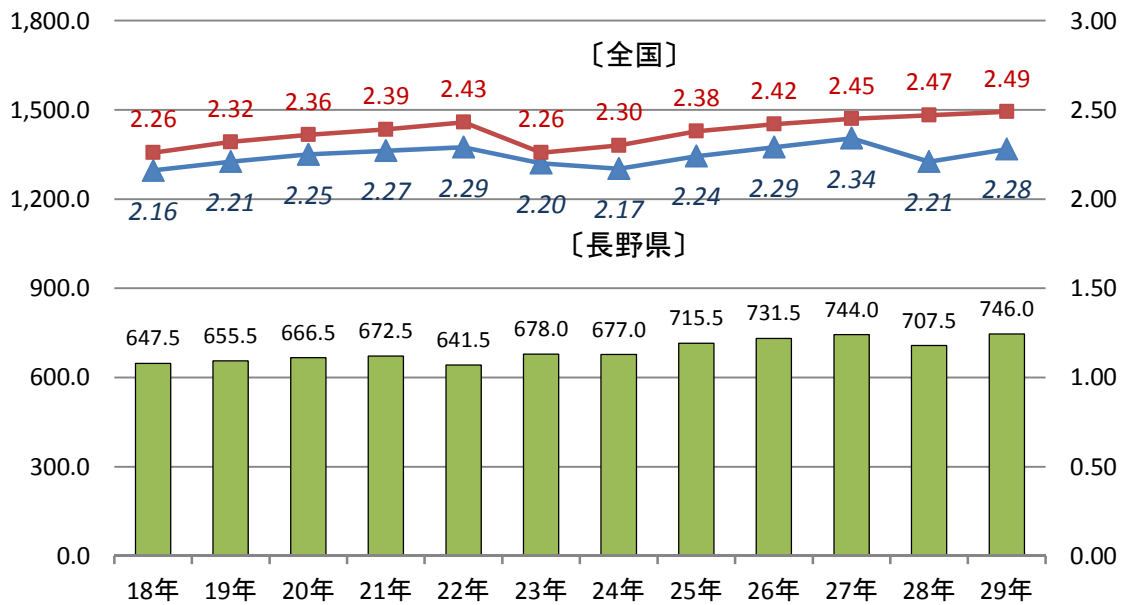


## 法定雇用率達成企業・未達成企業の割合

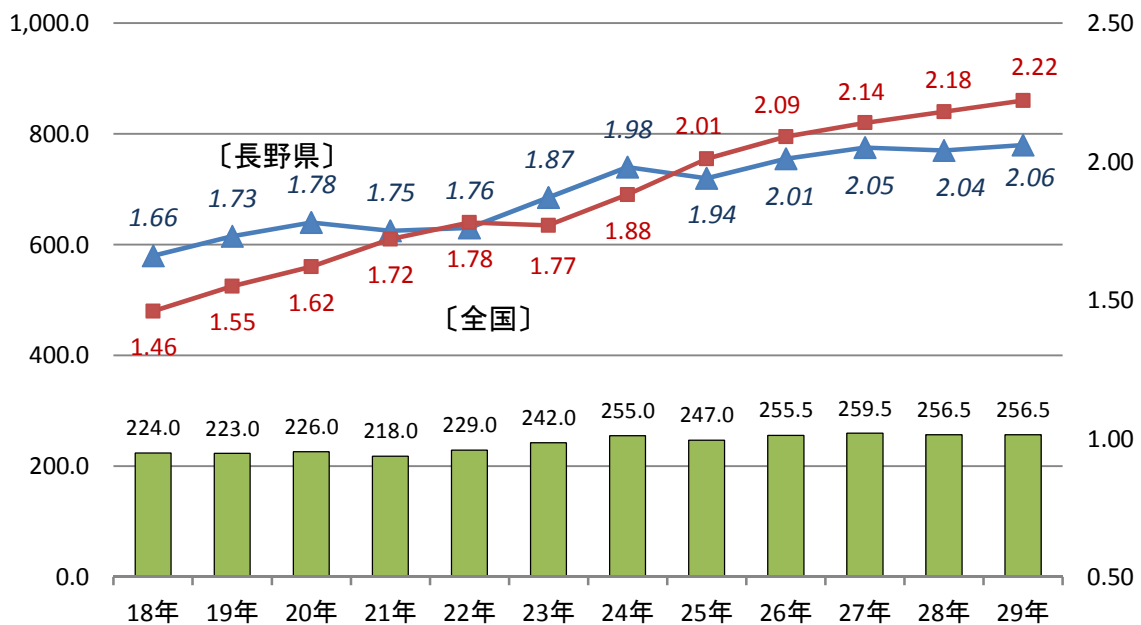


## 地方公共団体の雇用障害者数・実雇用率の推移

### 法定雇用率 2.3% が適用される機関



### 法定雇用率 2.2% が適用される機関



## 第1表 民間企業の雇用状況

平成29年6月1日現在  
( )内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,525	295,392.0	6,075.5 [4,995]	2.06	1.97	60.9	50.0
	(1,508)	( 287,465.0 )	(5,804.0) [4,725]	(2.02)	(1.92)	(60.2)	(48.8)
前年比	1.1%	2.8%	4.7%	0.04	0.05	0.7	1.2

※[ ]内は実人員

## 第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

平成29年6月1日現在  
( )内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対す る割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
50~100人 未満	743 (739)	52,460.5 ( 51,581.0 )	940.5 (971.0)	15.5% (16.7%)	1.79 (1.88)	1.60 (1.55)	58.7 (59.0)	46.5 (45.7)	296.5 (294.5)
前年比	0.5%	1.7%	-3.1%	-1.2	-0.09	0.05	-0.3	0.8	0.7%
100~300 人未満	584 (573)	92,882.0 ( 90,865.5 )	1,982.5 (1,840.5)	32.6% (31.7%)	2.13 (2.03)	1.81 (1.74)	64.7 (62.5)	54.1 (52.2)	308.5 (342.0)
前年比	1.9%	2.2%	7.7%	0.9	0.10	0.07	2.2	1.9	-9.8%
300~500 人未満	98 (97)	36,476.5 ( 35,354.5 )	684.0 (661.5)	11.3% (11.4%)	1.88 (1.87)	1.82 (1.82)	50.0 (50.5)	45.8 (44.8)	115.5 (96.5)
前年比	1.0%	3.2%	3.4%	-0.1	0.01	0.00	-0.5	1.0	19.7%
500~1,000 人未満	73 (74)	47,034.5 ( 47,619.0 )	961.0 (959.0)	15.8% (16.5%)	2.04 (2.01)	1.97 (1.93)	60.3 (63.5)	48.6 (48.1)	66.0 (83.5)
前年比	-1.4%	-1.2%	0.2%	-0.7	0.03	0.04	-3.2	0.5	-21.0%
1,000人以上	27 (25)	66,538.5 ( 62,045.0 )	1,507.5 (1,372.0)	24.8% (23.6%)	2.27 (2.21)	2.16 (2.12)	81.5 (72.0)	62.0 (58.9)	15.0 (30.0)
前年比	8.0%	7.2%	9.9%	1.2	0.06	0.04	9.5	3.1	-50.0%
計	1,525 (1,508)	295,392.0 ( 287,465.0 )	6,075.5 (5,804.0)	100.0% (100.0%)	2.06 (2.02)	1.97 (1.92)	60.9 (60.2)	50.0 (48.8)	801.5 (846.5)
前年比	1.1%	2.8%	4.7%		0.04	0.05	0.7	1.2	-5.3%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

平成29年6月1日現在  
( )内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	7	748.0	13.0	0.2%	1.9	1.74	2.04	71.4	60.1	2.0
	(9)	(855.0)	(52.0)	(0.9%)	(5.8)	(6.08)	(2.14)	(44.4)	(61.1)	(4.0)
前 年 比	-22.2%	-12.5%	-75.0%	-0.7	-3.9	-4.34	-0.1	27	-1	-2
建 設 業	64	7,901.0	135.0	2.2%	2.1	1.71	1.76	57.8	49.5	31.5
	(61)	( 7,515.0 )	(119.5)	(2.1%)	(2.0)	(1.59)	(1.72)	(57.4)	(48.1)	(32.5)
前 年 比	4.9%	5.1%	13.0%	0.2	0.2	0.12	0.04	0.4	1.4	-1.0
製 造 業	594	126,442.0	2,593.5	42.7%	4.4	2.05	2.02	64.0	57.4	279.5
	(581)	( 124,664.5 )	(2,535.5)	(43.7%)	(4.4)	(2.03)	(1.98)	(63.2)	(56.6)	(286.0)
前 年 比	2.2%	1.4%	2.3%	-1.0	0.0	0.02	0.04	0.8	0.8	-6.5
情 報 通 信 業	39	6,196.0	94.0	1.5%	2.4	1.52	1.66	43.6	28.8	31.0
	(39)	( 6,014.0 )	(86.0)	(1.5%)	(2.2)	(1.43)	(1.63)	(41.0)	(26.8)	(28.5)
前 年 比	0.0%	3.0%	9.3%	0.1	0.2	0.09	0.03	2.6	2.0	2.5
運 輸 業 郵 便 業	81	10,247.0	221.0	3.6%	2.7	2.16	2.04	67.9	55.8	32.0
	(83)	( 10,235.0 )	(212.5)	(3.7%)	(2.6)	(2.08)	(2.00)	(66.3)	(54.4)	(33.5)
前 年 比	-2.4%	0.1%	4.0%	0.0	0.2	0.08	0.04	1.6	1.4	-1.5
卸 売 ・ 小 売 業	194	39,451.0	715.0	11.8%	3.7	1.81	1.78	50.0	39.6	140.5
	(202)	( 39,423.0 )	(685.0)	(11.8%)	(3.4)	(1.74)	(1.74)	(50.0)	(37.7)	(154.5)
前 年 比	-4.0%	0.1%	4.4%	0.0	0.3	0.07	0.04	0.0	1.9	-14.0
金 融 ・ 保 険 業	18	9,919.5	177.0	2.9%	9.8	1.78	1.97	33.3	42.8	20.0
	(20)	( 9,828.0 )	(176.5)	(3.0%)	(8.8)	(1.80)	(1.94)	(40.0)	(41.1)	(20.0)
前 年 比	-10.0%	0.9%	0.3%	-0.1	1.0	-0.02	0.03	-6.7	1.7	0.0
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	20	2,303.5	30.0	0.5%	1.5	1.30	1.64	45.0	35.9	17.5
	(20)	( 2,367.5 )	(27.5)	(0.5%)	(1.4)	(1.16)	(1.61)	(45.0)	(34.7)	(17.0)
前 年 比	0.0%	-2.7%	9.1%	0.0	0.1	0.14	0.03	0.0	1.2	0.5
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	15	1,924.5	13.5	0.2%	0.9	0.70	1.74	13.3	35.2	18.5
	(15)	( 1,870.5 )	(13.0)	(0.2%)	(0.9)	(0.70)	(1.70)	(13.3)	(34.8)	(18.0)
前 年 比	0.0%	2.9%	3.8%	0.0	0.0	0.00	0.04	0.0	0.4	0.5
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	42	11,586.0	225.5	3.7%	5.4	1.95	1.88	59.5	46.2	30.0
	(38)	( 10,127.5 )	(198.0)	(3.4%)	(5.2)	(1.96)	(1.83)	(60.5)	(43.8)	(17.5)
前 年 比	10.5%	14.4%	13.9%	0.3	0.2	-0.01	0.05	-1.0	2.4	12.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	40	5,167.5	171.0	2.8%	4.3	3.31	2.15	62.5	43.0	20.0
	(41)	( 4,974.5 )	(158.0)	(2.7%)	(3.9)	(3.18)	(2.11)	(61.0)	(42.5)	(24.0)
前 年 比	-2.4%	3.9%	8.2%	0.1	0.4	0.13	0.04	1.5	0.5	-4.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	21	3,275.5	48.5	0.8%	2.3	1.48	1.59	38.1	40.3	15.0
	(20)	( 2,939.0 )	(45.0)	(0.8%)	(2.3)	(1.53)	(1.56)	(50.0)	(38.7)	(14.0)
前 年 比	5.0%	11.4%	7.8%	0.0	0.1	-0.05	0.03	-11.9	1.6	1.0
医 療 ・ 福 祉	242	43,384.0	1,131.0	18.6%	4.7	2.61	2.50	74.0	63.0	78.0
	(237)	( 41,659.5 )	(1,044.0)	(18.0%)	(4.4)	(2.51)	(2.43)	(75.5)	(61.8)	(80.5)
前 年 比	2.1%	4.1%	8.3%	0.6	0.3	0.10	0.07	-1.5	1.2	-2.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	21	10,815.5	192.5	3.2%	9.2	1.78	1.88	42.9	46.4	22.0
	(24)	( 11,001.0 )	(169.0)	(2.9%)	(7.0)	(1.54)	(1.82)	(33.3)	(45.2)	(45.5)
前 年 比	-12.5%	-1.7%	13.9%	0.3	2.1	0.24	0.06	9.6	1.2	-23.5
サ ー ビ ス 業	119	15,339.5	306.0	5.0%	2.6	1.99	1.95	58.8	47.1	61.0
	(111)	( 13,366.5 )	(274.5)	(4.7%)	(2.5)	(2.05)	(1.91)	(55.9)	(45.7)	(68.0)
前 年 比	7.2%	14.8%	11.5%	0.3	0.1	-0.06	0.04	2.9	1.4	-7.0
そ の 他	8	691.5	9.0	0.1%	1.1	1.30	2.10	62.5	54.9	3.0
	(7)	( 624.5 )	(8.0)	(0.1%)	(1.1)	(1.28)	(2.04)	(57.1)	(47.1)	(3.0)
前 年 比	14.3%	10.7%	12.5%	0.0	0.0	0.02	0.06	5.4	7.8	0.0
計	1,525	295,392.0	6,075.5	100.0%	4.0	2.06	1.97	60.9	50.0	801.5
	(1,508)	( 287,465.0 )	(5,804.0)	(100.0%)	(3.8)	(2.02)	(1.92)	(60.2)	(48.8)	(846.5)
前 年 比	1.1%	2.8%	4.7%		0.1	0.04	0.05	0.7	1.2	-5.3% (-45.0)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。

※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

## 第4表 地方公共団体における雇用状況

平成29年6月1日現在  
 ( )内は前年,[ ]内は実人数

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.3%が 適用される機関	109	32,681.0	746.0 [563]	2.28	2.49	85	36.5
	(103)	(32,065.5)	(707.5) ([563])	(2.21)	(2.47)	(76)	(50.0)
雇用率2.2%が 適用される機関	2	12,454.5	256.5 [202]	2.06	2.22	1	16.5
	(2)	( 12,597.5 )	(256.5) ([202])	(2.04)	(2.18)	(1)	(20.5)

## 第5表 地方独立行政法人等

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.3%が 適用される機関	4	2,117.0	44.5 [32]	2.10	2.18	3	4.0
	(3)	( 1,969.5 )	(39.0) ([32])	(1.98)	(2.10)	(1)	(5.0)



**第6表 地方公共団体における雇用状況**  
**(1) 法定雇用率2.3%が適用される機関の状況**

平成29年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
<b>合 計</b>	<b>32,681.0</b>	<b>746.0</b>	<b>2.28</b>	<b>36.5</b>	
<b>長野県機関 計</b>	<b>5,485.5</b>	<b>145.0</b>	<b>2.64</b>	<b>0.0</b>	
長野県知事部局	5,056.5	133.0	2.63	0.0	特例認定あり(注4 a)
長野県警察	429.0	12.0	2.80	0.0	
<b>市町村機関 計</b>	<b>27,195.5</b>	<b>601.0</b>	<b>2.21</b>	<b>36.5</b>	
長野市	2,641.5	59.0	2.23	1.0	
松本市	2,211.5	45.0	2.03	5.0	特例認定あり(注4b)
上田市	1,358.5	36.0	2.65	0.0	
岡谷市	438.0	11.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4c)
飯田市	957.5	24.0	2.51	0.0	
諏訪市	363.0	8.0	2.20	0.0	
須坂市	387.0	12.0	3.10	0.0	特例認定あり(注4d)
小諸市	363.0	8.0	2.20	0.0	特例認定あり(注4e)
伊那市	998.0	21.5	2.15	0.5	特例認定あり(注4f)、(注5)
駒ヶ根市	219.0	6.0	2.74	0.0	
中野市	363.0	8.0	2.20	0.0	
大町市	863.0	22.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4g)
飯山市	381.0	8.0	2.10	0.0	特例認定あり(注4h)
茅野市	534.0	11.0	2.06	1.0	特例認定あり(注4i)、(注6)
塩尻市	340.0	7.0	2.06	0.0	
千曲市	385.0	7.5	1.95	0.5	
佐久市	756.0	19.0	2.51	0.0	
東御市	362.5	6.0	1.66	2.0	
安曇野市	643.0	13.0	2.02	1.0	
佐久穂町	212.0	4.0	1.89	0.0	
軽井沢町	178.0	5.0	2.81	0.0	
御代田町	202.0	4.0	1.98	0.0	特例認定あり(注4j)
立科町	76.0	1.0	1.32	0.0	
長和町	85.0	4.0	4.71	0.0	
下諏訪町	171.0	4.0	2.34	0.0	
富士見町	117.0	3.0	2.56	0.0	
辰野町	358.5	8.0	2.23	0.0	特例認定あり(注4k)
箕輪町	243.5	6.0	2.46	0.0	
飯島町	92.0	3.0	3.26	0.0	
松川町	99.0	5.0	5.05	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
高森町	64.0	2.0	3.13	0.0	
阿南町	57.0	1.0	1.75	0.0	
上松町	64.0	1.0	1.56	0.0	
南木曾町	65.0	3.0	4.62	0.0	
木曾町	242.0	6.0	2.48	0.0	
池田町	135.0	2.0	1.48	1.0	
坂城町	121.0	3.0	2.48	0.0	
小布施町	60.0	1.0	1.67	0.0	
山ノ内町	189.0	5.0	2.65	0.0	
信濃町	91.0	2.0	2.20	0.0	
飯綱町	212.5	3.0	1.41	1.0	特例認定あり(注41)
川上村	63.0	0.0	0.00	1.0	
南牧村	49.0	3.0	6.12	0.0	
南相木村	53.0	1.0	1.89	0.0	
北相木村	57.0	1.0	1.75	0.0	
青木村	116.5	2.0	1.72	0.0	
原村	68.0	1.0	1.47	0.0	
南箕輪村	99.0	2.0	2.02	0.0	
中川村	85.0	1.0	1.18	0.0	
宮田村	96.0	2.0	2.08	0.0	
阿智村	170.0	1.0	0.59	2.0	
下條村	62.0	2.0	3.23	0.0	
天龍村	48.0	0.0	0.00	1.0	
喬木村	104.0	1.0	0.96	1.0	
豊丘村	119.0	2.0	1.68	0.0	
大鹿村	56.0	0.0	0.00	1.0	
木祖村	75.0	1.0	1.33	0.0	
王滝村	46.0	3.0	6.52	0.0	
大桑村	75.0	3.0	4.00	0.0	
山形村	73.0	0.0	0.00	1.0	
朝日村	84.0	1.0	1.19	0.0	
筑北村	146.5	4.0	2.73	0.0	
松川村	102.0	2.0	1.96	0.0	
白馬村	126.0	1.0	0.79	1.0	
小谷村	69.0	2.0	2.90	0.0	
高山村	76.0	1.0	1.32	0.0	
木島平村	74.0	2.0	2.70	0.0	
野沢温泉村	63.0	1.0	1.59	0.0	
小川村	51.0	2.0	3.92	0.0	
栄村	95.0	2.0	2.11	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
長野市上下水道局	186.5	2.0	1.07	2.0	
松本市立病院	300.5	5.0	1.66	1.0	
岡谷市病院事業	234.0	3.0	1.28	2.0	
上田市上下水道局	81.0	3.5	4.32	0.0	
飯田市立病院	553.0	9.0	1.63	3.0	
伊那中央行政組合	519.5	11.0	2.12	0.0	
伊南行政組合	342.5	7.0	2.04	0.0	
佐久市立国保浅間総合病院	317.0	7.5	2.37	0.0	
諏訪中央病院組合	622.0	15.0	2.41	0.0	
信濃町立信越病院	83.0	1.0	1.20	0.0	
国民健康保険依田窪病院	167.5	3.0	1.79	0.0	
軽井沢病院	83.0	2.0	2.41	0.0	
佐久穂町立千曲病院	85.5	1.0	1.17	0.0	
長野広域連合	363.0	9.0	2.48	0.0	
松塩筑木曾老人福祉施設組合	344.0	9.0	2.62	0.0	
上田地域広域連合	82.0	1.0	1.22	0.0	
上伊那広域連合	88.0	5.0	5.68	0.0	
北信広域連合	301.5	8.5	2.82	0.0	
木曾広域連合	106.0	3.0	2.83	0.0	
佐久広域連合	122.0	3.0	2.46	0.0	
北アルプス広域連合	94.0	0.0	0.00	2.0	
諏訪広域連合	55.0	1.0	1.82	0.0	
佐久市教育委員会	261.0	5.5	2.11	0.5	
軽井沢町教育委員会	55.0	2.0	3.64	0.0	
上田市教育委員会	449.5	10.0	2.22	0.0	
東御市教育委員会	126.5	2.0	1.58	0.0	
駒ヶ根市教育委員会	86.0	2.0	2.33	0.0	
諏訪市教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
下諏訪町教育委員会	50.0	2.0	4.00	0.0	
富士見町教育委員会	89.0	0.0	0.00	2.0	
飯田市教育委員会	369.5	5.0	1.35	3.0	
高森町教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
塩尻市教育委員会	71.0	1.0	1.41	0.0	
安曇野市教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
千曲市教育委員会	62.0	2.0	3.23	0.0	
山ノ内町教育委員会	54.0	1.0	1.85	0.0	
信濃町教育委員会	123.5	2.0	1.62	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- a 長野県知事部局は平成21年12月4日長野県企業局と特例認定を受けている。
- b 松本市は平成18年2月9日松本市上下水道局、松本市教育委員会と特例認定を受けている。
- c 岡谷市は平成25年3月1日岡谷市教育委員会と特例認定を受けている。
- d 須坂市は平成19年8月10日須坂市教育委員会と特例認定を受けている。
- e 小諸市は平成23年5月20日小諸市教育委員会と特例認定を受けている。
- f 伊那市は平成19年5月22日伊那市教育委員会と特例認定を受けている。
- g 大町市は平成25年4月18日大町市教育委員会、市立大町総合病院と特例認定を受けている。
- h 飯山市は平成20年5月8日飯山市教育委員会と特例認定を受けている。
- i 茅野市は平成25年2月27日茅野市教育委員会と特例認定を受けている。
- j 御代田町は平成25年2月6日御代田町教育委員会と特例認定を受けている。
- k 辰野町は平成25年3月13日辰野町教育委員会、町立辰野病院と特例認定を受けている。
- l 飯綱町は平成29年1月31日飯綱町立飯綱病院と特例認定を受けている。
- 5 伊那市においては、平成29年8月31日現在において障害者の数23.5人、実雇用率2.35%、不足数0.0人となっている。
- 6 茅野市においては、平成29年10月1日現在において障害者の数12.0人、実雇用率2.24%、不足数0.0人となっている。

## (2) 法定雇用率2.2%が適用される機関の状況

平成29年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	12,454.5	256.5	2.06	16.5	
長野県教育委員会	11,821.5	243.5	2.06	16.5	
長野市教育委員会	633.0	13.0	2.05	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## 第7表 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

平成29年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	2,117.0	44.5	2.10	4.0	
長野県立病院機構	1,241.5	28.5	2.30	0.0	
長野市民病院	666.5	11.0	1.65	4.0	
長野県住宅供給公社	132.0	4.0	3.03	0.0	
長野大学	77.0	1.0	1.30	0.0	注4

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 長野大学は、平成29年4月1日付けで民間企業から公立大学法人へ組織変更している。

## 都道府県別の実雇用率等の状況（平成29年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	1.97	0.05	全国	50.0	1.2	45,553	／ 91,024
1	奈良県	2.62	0.02	佐賀	72.6	△0.5	395	／ 544
2	山口県	2.56	0.09	島根	68.1	1.8	360	／ 529
3	佐賀県	2.54	0.11	宮崎	66.5	△0.4	489	／ 735
4	岡山県	2.52	0.08	徳島	66.0	2.3	284	／ 430
5	大分県	2.44	△0.02	奈良	63.2	2.8	361	／ 571
6	沖縄県	2.43	0.09	和歌山	62.1	△2.6	341	／ 549
7	福井県	2.40	0.09	鹿児島	61.7	0.2	702	／ 1,137
8	宮崎県	2.30	△0.01	沖縄	61.6	1.2	554	／ 899
9	長崎県	2.26	0.05	大分	61.4	0.2	474	／ 772
10	和歌山県	2.25	△0.16	三重	61.3	0.5	666	／ 1,086
11	島根県	2.25	0.07	秋田	61.0	3.2	415	／ 680
12	熊本県	2.24	0.05	<b>長野</b>	<b>60.9</b>	<b>0.7</b>	<b>929</b>	<b>／ 1,525</b>
13	鹿児島県	2.22	0.06	高知	60.9	△1.5	297	／ 488
14	高知県	2.19	△0.01	滋賀	60.7	1.9	479	／ 789
15	徳島県	2.17	0.08	栃木	60.1	2.8	665	／ 1,106
16	鳥取県	2.16	0.05	長崎	60.1	1.7	567	／ 944
17	岩手県	2.16	0.09	新潟	60.0	2.2	1,044	／ 1,740
18	滋賀県	2.13	0.04	鳥取	59.7	0.6	255	／ 427
19	北海道	2.13	0.07	山口	59.3	3.6	515	／ 869
20	三重県	2.08	0.04	熊本	58.9	1.5	696	／ 1,182
21	京都府	2.07	0.06	福井	58.6	1.8	382	／ 652
22	青森県	2.06	0.09	富山	58.5	1.0	567	／ 969
23	<b>長野県</b>	<b>2.06</b>	<b>0.04</b>	岐阜	58.4	1.7	839	／ 1,437
24	広島県	2.05	0.06	山形	58.0	1.7	498	／ 858
25	山形県	2.03	0.07	山梨	57.7	1.4	326	／ 565
26	兵庫県	2.03	0.06	香川	57.7	△0.1	459	／ 795
27	岐阜県	2.02	0.07	岩手	57.5	1.2	540	／ 939
28	埼玉県	2.01	0.08	群馬	57.5	1.1	793	／ 1,378
29	栃木県	1.98	0.08	青森	57.1	2.9	503	／ 881
30	石川県	1.98	0.10	石川	56.7	0.2	562	／ 992
31	秋田県	1.98	0.07	茨城	55.9	2.0	792	／ 1,417
32	茨城県	1.97	0.08	福島	55.7	2.1	739	／ 1,326
33	富山県	1.97	0.02	岡山	55.7	2.5	751	／ 1,348
34	愛媛県	1.97	0.10	千葉	54.5	3.0	1,207	／ 2,215
35	福岡県	1.97	0.02	愛媛	54.2	2.5	506	／ 933
36	静岡県	1.97	0.06	北海道	54.1	2.6	1,778	／ 3,288
37	新潟県	1.96	0.03	宮城	53.2	3.2	742	／ 1,396
38	香川県	1.96	0.05	京都	53.1	2.5	918	／ 1,728
39	群馬県	1.96	0.06	静岡	52.9	1.5	1,407	／ 2,658
40	山梨県	1.95	0.03	兵庫	52.7	0.8	1,663	／ 3,157
41	福島県	1.95	0.05	福岡	52.1	0.9	1,823	／ 3,502
42	宮城県	1.94	0.06	広島	50.2	2.0	1,079	／ 2,150
43	神奈川県	1.92	0.05	埼玉	49.4	0.4	1,476	／ 2,986
44	大阪府	1.92	0.03	愛知	48.6	1.4	2,808	／ 5,779
45	千葉県	1.91	0.05	神奈川	47.8	1.1	2,089	／ 4,371
46	愛知県	1.89	0.03	大阪	45.5	0.2	3,364	／ 7,401
47	東京都	1.88	0.03	東京	34.1	0.9	6,454	／ 18,901

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考
	長野	全国	長野	全国			
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者のみ (重度身体障害者はダブルカウント) (～昭和62年まで)</li> </ul>	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正
55	1.53	1.13	62.6	51.6			
56	1.55	1.18	63.6	53.4			
57	1.59	1.22	63.5	53.8			
58	1.56	1.23	63.0	53.5			
59	1.57	1.25	64.7	53.6			
60	1.57	1.26	66.1	53.5			
61	1.51	1.26	65.8	53.8			
62	1.48	1.25	62.3	53.0			
63	1.59	1.31	60.2	51.5	1.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>・知的障害者 (昭和63年～平成4年まで)</li> </ul>	昭和62年「障害者の雇用の促進に関する法律」に改称
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6			
2	1.64	1.32	60.5	52.2			
3	1.65	1.32	61.6	51.8			
4	1.67	1.36	60.2	51.9			
5	1.72	1.41	60.8	51.4			
6	1.73	1.44	61.3	50.4			
7	1.72	1.45	60.1	50.6			
8	1.74	1.47	60.0	50.5			
9	1.75	1.47	61.4	50.2			
10	1.75	1.48	60.8	50.1	1.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>・重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>・重度知的障害者である短時間労働者 (平成5年～平成17年まで)</li> </ul>	除外率一律10%ポイント削減(平成16年4月～)
11	1.70	1.49	54.8	44.7			
12	1.73	1.49	55.1	44.3			
13	1.74	1.49	55.5	43.7			
14	1.69	1.47	54.0	42.5			
15	1.67	1.48	51.8	42.5			
16	1.61	1.46	50.6	41.7			
17	1.62	1.49	51.6	42.1			
18	1.67	1.52	53.0	43.4			
19	1.68	1.55	53.3	43.8			
20	1.69	1.59	56.7	44.9	2.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者(重度はダブルカウント)</li> <li>・知的障害者(重度はダブルカウント)</li> <li>・精神障害者</li> <li>・重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>・重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>・精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) (平成18年～平成22年まで)</li> </ul>	除外率一律10%ポイント削減(平成22年7月～) ・雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入(平成22年7月～)
21	1.72	1.63	54.9	45.5			
22	1.78	1.68	56.9	47.0			
23	1.82	1.65	57.0	45.3			
24	1.83	1.69	60.9	46.8			
25	1.88	1.76	53.5	42.7			
26	1.96	1.82	57.2	44.7			
27	1.98	1.88	59.5	47.2			
28	2.02	1.92	60.2	48.8			
29	2.06	1.97	60.9	50.0			

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …… 2. 0%  
(50人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …… 2. 3%  
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体 …… 2. 3%  
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 2%  
(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP17参照）。



## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船舶用機器製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機器製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶電航等の事業	90%	80%